

満を持ったわけですが、例えば銀座通りしかり、駅前通りしかり、また東口の商店街しかり、自然発生の、自然増殖の商店というものが二間、三間の間口でずらっと並んだ場合には狭い道路の中で、駐車場で非常に危険でもございますし、それを改革するということは非常に難しい、本当に新しい山林とか畑とかへ道路をつくり、商店街をつくるということに比較すれば比べ物にならないほど難しいことかと思ひますが、しかし、やはり福生市民であるために、町の将来を考えるためにはやはりもっと大きな視点で、それをどうしても動かしていかなければならないという、総意をつくっていかねばならないのではないかと、自分自身ではそんなふうに感じます。

現在は、郊外の路面型専門店チェーンが急成長しております。やはりそれを呼べるような、また自分でもそういう商売に成長できるような基礎ということやはり車万能の社会ではやはり道路の拡幅ということが生命線ではあるのではないかと、そんなふうに考える次第でございます。今できることの可能性の一つということには道路の拡幅を急いでやると。通過都市になるというようなことが当面課題になるのではないかと、理事者側の方々になるべくそれを急いでやっていたくよう御努力をお願いしたいと申し上げておきたいと思ひます。

駐車場についてでございます。用地取得、予算、お金がかかることで大変なことだとは思ひますが、やはり仮にこのところでバブルの崩壊その他が言われまして、不動産価値が下がっておるような時期ではないかと思ひます。これからそれが上がるという可能性の方が少ないのかと思ひますが、小さな土地でも仮に駐車場というような形で用地取得をしておいて、またそれが将来何らかの形でいろいろ使えるようなことにもなるかと思ひますので、とりあえずミニ駐車場というような形で、用地取得をされておいても市の将来のためには非常にプラスになるのではないかと、そんなふうな気がいたします。

町会会館のことについてでございますが、今、市民一人一人が求めているのは立派な大きな遠くの会館よりは、下駄履きで行けるような近くの私たちの会館というようなものが非常に要望が強いのではないかと、そんなふうに感じております。先ほども申し上げましたが、やはりいつ行っても仲間がいて遊べると、その仲間というのはやはり組織力が非常に小さいわけでございますから、町会単位が、それに該当するの

かと、そんな気がするわけでございます。なかなか難しい問題がいろいろあるというのは、私自身も十分承知はしておるのでございますが、やはりそれに近づけるような努力を、ものを動かすということはやはり総意をつくっていかねばいけないことだとは思ひますが、これはもし動き出したら大変市民のためになると、私自身は確信しておりますので、どうか前向きに取り組んでいただけたらと思ひます。

学校教育についてでございますが、教育というのは国の宝であり、また市民の宝でもあると、そんなふうにとらえております。私達の子供、孫がお世話になる学校でございますので、それがみんなよくする努力というようなことはやっていかねばならない。やはりよくするための手段というのはそれぞれの立場で関心を持って取り組んでいかねばならないのではないかと、こんなふうに思っております。

その意識を一人でも多くの方々に持っていただきたいと、PTA活動を通じてもそんな運動したわけでございますが、どうか今、いつ何が起るかわからないというのが公立中学の抱える問題ではないかと思ひます。そんなことを頭の中に入れていただきまして、私たちの学校であるのだからそれをよくするのだというような方向付けを理事者側でも持っていたただけたら本当に幸いだと思ひます。

十三分余りましたが、初めての質問ということで大変御無理なお願い、あるいは質問があったかと思ひますが、どうかお許し願ひたいと思ひます。御丁寧な御回答をいただきまして、本当にありがとうございます。

○議長（赤星人君） 以上で一般質問を終わります。

十一時五分まで休憩をいたします。

午前 十時五十二分 休憩

午前 十一時 五分 開議

○議長（赤星人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第二 議案第四十二号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 野沢久人君登壇)

○企画財政部長(野沢久人君) 御指名をいただきましたので、議案第四十二号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由並びにその内容について説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、平成三年度の税制改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律が三月三十日をもって交付されたことに伴い、市条例についても改正の必要が生じたわけでございますが、改正の内容を平成三年四月一日から施行しなければならない部分と先送りできる部分とに分けて、本年四月一日から施行する部分については、さきの臨時議会で御報告を申し上げましたとおり専決処分により改正し、残る部分について今回提案させていただきました。

それでは、改正の内容について説明を申し上げます。

まず、条例第六十条第二項の規定の改正は、新築住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が申告するときの、特定市街化区域農地の貸家住宅の敷地等について申告内容等を改めようとするものでございます。

次に、附則第十条第一項中「平成三年度」を「平成八年度」に改めようとする改正は、肉用牛の売却による事業所得にかかわる市民税の課税の特例について、その適用期間を五年延長しようとするものでございます。

附則第十三条第四号の規定の改正は、土地に対して課する固定資産税の特例に関する用語の意味の改正です。

同条第七号及び第八号の規定の削除は、平成四年度から保全すべき農地を除き、すべての農地が宅地並み課税となり、規定の適用がなくなるため削除するものでございます。

次に、附則第十五条の三の規定の改正で、第一項は、一つは宅地化する農地について単位評価額を三・三平方メートル当たり三万円未満の農地にも宅地並み課税の対象となること。二つには、平成四年度以降新たに宅地並み課税となる当該農地について、税負担が急激なものとならないよう軽減率により調整しよ

うとするものでございます。

第二項は、平成三年度賦課期日後に地目変換等により、新たに市街化区域農地となった土地に対しても軽減率による調整を行うとするものです。

第三項は、平成三年度にかかわる賦課期日後に生産緑地地区の区域内の農地に該当しないこととなった事由等により、新たに市街化区域農地となった土地にかかわる固定資産税についての準用規定です。

次に、附則第十五条の四第一項の改正は「既適用市街化区域農地」を「平成三年度適用市街化区域農地」に改め、これにかかわる平成四年度分及び平成五年度分の固定資産税の負担調整措置について定めようとするものです。

また、第二項については、保全すべき農地を除き、すべての農地が宅地並み課税となり規定の適用がなくなるため削除するものです。

次に、附則第十五条の五の改正は、宅地化すべき農地で、その所有者が平成三年四月一日から平成四年十二月三十一日までの間に計画的な宅地化のための手続きを開始し、市長の認定を受け、かつ平成三年四月一日から平成五年末日までに計画策定等がなされたことについて市長の認定を受けた場合には、宅地化農地にかかわる固定資産税額の十分の九の額を免除しようとするための改正でございます。

第二項は、前項の認定を受けようとする者がその旨を市長に申告する期間を、第三項は、前項の申告の方法を定めようとするものです。

第四項は、第一項の認定を受けようとする者の、市長に申請をしなければならない期間を定め、第五項は、前項の申請の方法を定めようとするものです。

第六項は、第一項の認定をした場合、平成六年三月三十一日まで固定資産税額の十分の九の額の徴収猶予をする規定です。

第七項は、第一項による免除の適用がないことが明らかになったときは、当該徴収金の全部、または一部を取り消さなければならないこと、また直ちに猶予された徴収金を納付しなければならないことを定めようとするものです。

第八項は、平成五年度までに第一項の確認を受けた土地に対して、免除を受けた者に課する固定資産税については平成六年度分に限り、十分の九に相当する額を減額する規定を定めようとするものです。

第九項は、第一項及び第六項、または全項の規定の適用を受ける土地にかかわる固定資産税について、軽減率による調整措置を取らない旨を定めようとするものです。

附則第十八条の五第一項の規定の改正は、超短期所有土地の譲渡等による事業所得等にかかわる市民税の課税の特例について、その適用期間を五年延長するものです。

附則第十九条第一項の規定の改正は、長期所有土地の譲渡所得に対する課税の特例で、税率について、現行において特別控除後の譲渡益が四千万円以下の場合には四％であり、四千万円を超える分は五・五％であるものを、一律六％に引き上げようとするための改正です。

次に、附則第十九条の二第一項の規定の改正は、優良住宅地の造成等のために土地等譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、適用対象等の範囲等の見直しを行った上、軽減税率を現行の四％から三・四％に引き下げ、その適用期間を五年延長しようとするための規定の改正でございます。

第二項の改正は、前項の改正に伴い適用期間並びに準用規定を改めようとするものです。

第三項の削除については、租税特別措置法の改正に伴い規定の適用の必要がなくなったため、削除しようとするものです。

附則第十九条の三の削除については、特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかわる軽減税率の特例について、平成三年十二月三十一日までの譲渡については現行の軽減税率で課税することとし、平成四年一月一日から平成五年三月三十一日までの譲渡にかかわる長期譲渡所得については、一律五・八％の税率による課税とすることとし、平成五年三月三十一日をもって廃止しようとするものでございます。

附則第十九条の四第一項の規定の改正は、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例による軽減税率の適用所得範囲を現行四千万円から六千万円に引き上げるものでございます。なお、前条の削除に伴い同条を第十九条の三に改めようとするものです。

次の附則といたしまして、第一条は、本条例の施行日を平成四年四月一日からとすることを定めようとするものです。ただし、附則第十九条第一項の改正規定及び一部を除く附則第十九条の四第一項の改正規定並びに附則第三条第一項及び第七項の規定は、平成五年四月一日から施行しようとするものです。

第二条においては、市民税に関する経過措置について定め、第三条においては長期譲渡所得にかかわる市民税の課税の特例に関する経過措置について七項目にわたって定めようとするものでございます。

第四条は、福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の附則の一部改正でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十番（指田保雄君） ちょっとお尋ねしたいのですが、この条文を見ますとなかなか何がどうなっているのかわからないので、簡単にわかりやすく教えていただくといいことでは、これによって市民税が下がるのか上がるのか、そこら辺、平年度でどのぐらいか、初年度でどのぐらいか教えていただきたいと思います。

○企画財政部長（野沢久人君） 市民税ということでございます。個人の住民税の関係についての今回の改正の中では、土地の譲渡所得にかかわる部分の関係でございます。譲渡所得にかかわります部分については、原則的には上がるというふうに見ていただいております。

ただ、平成四年以降の適用ということでございますので、そういった点では、まだ数字等については現在の段階では全くどんなふうに出てくるかわかりませんものですから、明らかになりません。ただ、優良住宅等の造成等をやっています場合には、逆に下がるという部分もございますので、そういった点が具体的に出来た段階でないとちょっと数字が出せないものですから、その点についてはよろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○二番（田村正秋君） 今回のこの増税に関しまして、都市農業を守るといふふうな観点からちょっと御質

問したいのですが、予算のときにもちょっと質問したのですが、やはり今まで農地のあり方というものは、一つには生産緑地の考え方と、あるいは災害時の避難場所の問題、それとアメニティの問題というふうなことも都市農業の中には言われているわけですね。

今までは、東京都の全体の住宅難を解消するためにある程度農地を宅地に供給していただきたいというのが本当の話だと思うのですが、やはり都市農業を守るという観点からしますと、大変厳しい今回の増税ではないかというふうに思うのですが、予算委員会のように九千百万円増税分があるというふうに聞いたのですが、やはり九千百万円を増税していただくこともすぐまちとしては大きなメリットなのではないでしょうか、やはり都市農業を考えるとという観点から立ちますと大変厳しいと思うのですが、その辺の問題についてはどのように思うか、よろしく願います。

○企画財政部長（野沢久人君） 国の方で考えておられます今回の改正の基本的なところでは、一つは住宅地の供給の問題というのが、土地の投機の問題にかかわったりしまして、もう一つは生産緑地を緑地としてきちんと保全をしていきたいという考え方がもう一方ではございます。したがって、今回の改正は生産緑地法の改正、税の改正ということではないのでございますが、税の改正はそれに伴って出てくる話でございまして、それ以前の段階として生産緑地法の改正によりまして、現行の市街化区域内にある農地を保全する農地と宅地化する農地に区分をすると、それで保全する農地については手厚く保護していくと、それから宅地化する農地についてはそれなりにそれぞれの段階での活用を図っていただくと、計画的な宅地化を図っていくというような形でございまして、これは、例えば宅地化する農地についても、例えば土地区画整理事業の何かの実施といったような問題もかわりまして、道路、公園などが整理された形での計画的な宅地化を図ることが望まれるのだというように言い方をされている部分がございます。

そういう意味で、そういった形で区分けをされますものですから、それにかかわって要するに保全する農地に対する税については保護をして、それからさらに宅地化する農地については宅地並み課税にしていくというような形の改正になるところでございまして、これによって逆に、ある意味では一定の形の歯止めと言いますか、そういった部分での考え方というのはかなりはっきり示されていくのではないかと思います。

ような考え方も一方では成り立つのではないかなというふうな感じはいたしております。以上です。

○二番（田村正秋君） 何かおっしゃられる筋ということとは少しわかるのですが、以前私も一般質問のときに、都市農業の宅地並み課税については、二十三区の問題に関してはかなり地価が高騰しているから、そこら辺に関してはしようがない部分があると思うのですが、ただ、二十六市に関しては、本当に生産緑地として一生懸命やっている部分もあるものですから、ぜひ待ってくれないかというふうなことも言っていたのですが、やはりまた別な視点なのですが、福生も先日朝市もありました。そのときに地場産業の活性化ということも市の方ではうたっているのですが、その辺での観点、絶対に農地が少なくなってしまうのではないかなと思うのですが、地場産業を育成するという観点に関してはこの影響が大きいのではないかなと思うのですが、その辺についてはどういうふうに思うのか。よろしく願います。

○企画財政部長（野沢久人君） 既に生産緑地法が改正されて、こういう方向にいくという方向がきている段階でのお話でございまして、逆にそういった、要するに地場産業の活性化、あるいは育成について今後いろいろな形の施策を講じながら努力をしていくという必要性というものについては非常によくわかる部分がございます。

ただ、もう一つ申し上げますと、保全する農地と宅地化する農地という区分けがされて、いわゆる保全して、要するに経営をしていくのだということがはっきりしているところにつきましては、ある意味ではかえって地場産業の育成といったようなものについての、いろいろなことができるのではないかという側面もあると思いますので、そういった点での研究等の中で指導・育成といったものを図っていかなくてはならないと、こういうことになるかと思えます。

○二番（田村正秋君） 要望なのですが、増税と地場産業は別だというふうな、解釈をしていいと思うのですが、やはり増税したから農地がなくなるというふうな部分というのも実際あるのではないかなと思うのですが、やはり朝市の中で取れた野菜がなくなってしまうとか、そういうことになるやはり地元でこういう産業があって、農業があって、それを生かすということもこれから考えていただきたいと思いますし、大変今回厳しいと思います。以上です。

○議長（赤星人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。
ただいま議題となっております議案第四十二号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十二号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星人君） 日程第三 議案第四十三号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、議案第四十三号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例について、提案理由並びにその内容について説明を申し上げます。
まず、提案理由でございますが、地方税法の一部改正に伴いまして、福生市税賦課徴収条例と同様に本条例の改正が必要となるものでございます。

それでは、改正の内容について説明を申し上げます。
まず、附則第五項の改正は、既適用市街化区域農地を平成三年度適用市街化区域農地に改め、これにかわる平成四年度及び平成五年度分の都市計画税の負担調整措置について定めようとするものです。
また、附則第六項については、保全すべき農地を除いてすべての農地が宅地並み課税となり、規定の適用がなくなるため削除しようとするものです。

附則第七項の改正は、長期営農継続農地にかかわる都市計画税に関する納税義務の免除制度について定められているものですが、この制度は平成三年度限りで廃止され、保全すべき農地を除きすべての農地が

宅地並み課税となるため、見出しの部分改め、前項の削除に伴い同項を附則第六項に改めるものです。

次に、附則第八項は、土地にかかわる都市計画税の負担調整措置に関する用語の引用について定めたものであり、地方税法の改正に伴い規定を改め、同項を附則第七項に改めるものです。

次に、附則第九項を附則第八項とし、附則第十項から附則第二十二項までを一項ずつ繰り上げようとするものでございます。

次に、附則といたしまして、第一項は、本条例の施行日を平成四年四月一日からとすることを定めようとするものでございます。

第二項においては、本条例の改正に伴う経過措置について定めようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（赤星人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第四十三号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十三号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星人君） 日程第四 議案第四十四号 福生市地区計画等の案の作成手続に関する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(行政推進担当参事 関口 清君登壇)

○行政推進担当参事(関口 清君) 御指名をいただきましたので、議案第四十四号 福生市地区計画等の案の作成手続に関する条例につきまして、提案理由とその内容につきまして御説明いたします。

新規条例ですので少々前置きをさせていただきますと、一般的に都市計画は都市の発展を計画的に誘導いたしましたして、秩序ある市街地を形成し、市民生活の安全と能率的活動を目的とする土地に関する計画でありまして、土地利用、都市施設、あるいは市街地開発事業等の計画を内容としたしまして、これらの目的を効果的に実現していくための科学であり、技術であり、活動であると言えます。

これらの決定権者は主として知事であります。しかし、事業化たるや非常に大変であるわけでありまして、今議会の中でも一般質問を通じて御心配をいただいているとおりでございます。とは申せ、各宅地では建築活動が行われているわけでありまして、これをほっておきますとスプロール化を招いてしまう恐れもあります。このようなことから、要するに今までの都市計画法、建築基準法ではミニ開発などを含めた、いわゆるスプロール化を防ぎ切れない面がありますし、また、ほっておきますと防災機能も低下いたしましたして、重大災害にもなりかねない状況などを考慮いたしましたして、都市計画の新しい制度として十年ほど前に地区計画制度が設けられました。この制度は比較的小さな街区単位と言いますか、地区単位などの地域特性に応じたより良好な市街地を形成するための手段、手法として用いることができて、例えば小さな道路、道の拡幅整備ですとか、角きり改善、あるいは小公園の地区施設と市民が行う建築物の建築とが一体的、総合的な観点に立って計画として決め、それに基づいて建築行為ですとか開発行為を規制、誘導していく制度であります。

以前からございます建築基準法第六十九条の建築協定と似ている制度ですけれども、もう少し広い地区の、つまり地区レベルのまちづくりに役立てられる制度でありまして、決定権者も市でございます。したがって、合わせて決定する地区整備計画が決まりますと、この地区内での家を建築される場合など、監視役になります市長へ内容等を届け出ていただいたりすることになります。

御心配をいただいております片倉跡地を中心とする周辺地区を含めました面積約六・四ヘクタールの区域にこの制度を活用していきたいというふうに考えております。それには、地権者にとりまして身近な計画でございますので、都市計画法第十六条第二項の規定に基づきまして、案づくりのための手続き条例を策定する必要がありますので、準則に従いまして本条例を提案させていただいた次第でございます。なお、本条例を制定しておきますと、今後、他の地区におきまして地区計画等を決めようとする場合には生かせるわけでございます。

それでは、条例の内容につきまして御説明いたします。

第一条は趣旨についての規定でございます。都市計画法第十六条第二項の規定に基づきまして、地区計画等の案の作成手続について必要な事項を定めるものであります。

第二条でございますが、地区計画等の原案の提出方法についての規定でありまして、市長は地区計画等の案を作成しようとする場合には、あらかじめ地区計画等の案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域、それに縦覧場所を公告し、原案を二週間公衆の縦覧に供しなければならないと規定いたそうとするものでございます。

第三条は、説明会の開催等について規定しようとするものであります。市長は前条に定める案の公告でありますとか縦覧などのほか、原案の提出について必要があると認めるときは、説明会の開催等の措置を講ずるとするものでございます。

続きまして、第四条は、地区計画等に対する意見書の提出方法の規定でございます。第二条の規定によりまして縦覧に供された地区計画等の原案に対する意見の提出方法は、縦覧の開始の日から起算して三週間を経過する日までに意見書を市長に提出して行うものとする、このように規定いたそうとするものでございます。

第五条は、委任事項について規定いたそうとするものでございまして、条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めるとさせていたどうかとするものでございます。

附則といたしまして、本条例の施行は交付の日からとさせていただきます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（赤星人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 以上で質疑を終わります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第四十四号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十四号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星人君） 日程第五 議案第四十五号 平成三年度福生市一般会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、議案第四十五号 平成三年度福生市一般会計補正予算（第一号）につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、老人保健医療特別会計の精算によります繰り入れ、老人福祉事業で、事業主体の変更によります痴呆性高齢者短期保護事業費の追加、それに第二小学校の便所改良工事費の増額等を計上させていただいております。それでは、予算書に基づきまして内容の説明を申し上げます。

予算書の一ページを開きいただきましたと思います。まず、総則でございしますが、第一条で既設予算額に一千九百三十万五千円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ百六十七億三千三百五十七万三千円と定めようとするものでございます。

次に、三ページを開きいただきたいと存じます。歳入につきまして説明を申し上げます。第十一款都支出金におきまして七十七万八千円の追加でございしますが、これは老人福祉費負担金で、事業主体が都から市に変更になりました痴呆性高齢者短期保護事業に対します負担金収入でございます。

次に、第十三款寄附金の九十六万九千円の追加は、宅地開発指導要綱によります学校施設等整備事業寄附金一件分七十六万九千円と、福生市福生六九七番地鈴木とし様より社会福祉事業への寄附金二十万円との合計額でございます。

次に、第十四款の繰入金一千七百五万八千円の追加は特別会計繰入金で、老人保健医療特別会計の平成二年度決算見込みによります精算繰入金でございします。

次に、第十六款諸収入五十万円の追加は、自主防災組織のテント購入に当てる宝くじによりますコミュニケーション事業助成金であります。

以上が歳入でございまして、合計いたしますと補正額は一千九百三十万五千円で、歳入予算総額は百六十七億三千三百五十七万三千円と相なる次第でございします。

次に、五ページを開きいただきたいと存じます。歳出につきまして説明を申し上げます。第一款の議会費におきまして百九十六万二千円の減額でございしますが、これは自治法の改正により議会運営委員会が制度化される見込みによります委員長報酬の見積分六万三千円と、今回の選挙によりまして新しく議員になられました三人の方の夏期手当が三〇％支給になりますための減額分二百二十五万五千円との相殺額でございします。

次に、第三款の民生費の百五十八万五千円の追加は、先ほど歳入で御説明申し上げました寄附金の社会福祉協議会への補助金二十万円と、痴呆性高齢者短期保護事業の委託料百三十八万五千円との合計額でございします。

次に、第七款商工費の十七万三千円の追加は、市内の浴場主から施設整備の申請のありました公衆浴場基幹設備補助金でございます。

続きまして、第十款の教育費で教育総務費の七十六万九千円の追加は、宅地開発指導要綱によります寄附金を学校施設等整備基金へ積み立てしようとするものでございます。なお、この基金の総額は十億一千八百九十九万三千円となります。小学校費の七百九十九万三千円の追加は、第二小学校の便所改良事業で、給排水管の取り替えが必要になったことによります工事費の増額分でございます。

次に、予備費でございますが、一千七十四万七千円の追加は、歳入歳出財源調整によるものでございます。

以上、歳出の補正額は一千九百三十万五千円でございまして、歳出予算総額は百六十七億三千三百五十七万三千円と相なる次第でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第四十五号は、総務、建設、厚生、三常任委員会に付託いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十五号は、総務、建設、厚生、三常任委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（赤星行人君） 日程第六 議案第四十六号 平成三年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 岩崎好亮君登壇）

○市民部長（岩崎好亮君） 御指名をいただきましたので、議案第四十六号 平成三年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第一号）につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

最初に提案理由でございますが、今回の補正は平成二年度分の精算により、それぞれ交付金、国都支出金などを精算し、一般会計からの繰入金を繰戻すものとしてございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。恐れ入りますが、二五ページをお開き願いたいと思ひます。まず総則でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千七百五万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ十七億四百七十九万円で定めようとするものでございます。

次に、二七ページをお開き願いたいと思ひます。第一表、歳入歳出予算補正につきまして御説明申し上げます。初めに歳入でございますが、支払基金交付金の三百十八万六千円の追加補正は、医療費交付金精算分二百八十五万八千円と、審査手数料、審査支払い手数料交付金精算分の三十二万八千円でございます。

次に、国都支出金の百十三万一千円は、医療費負担金の精算分でございます。

次の都支出金の百七十八千円は、医療費負担金の精算分でございます。

次の繰越金一千六百六十六万六千円は、前年度繰越金でございます。

以上、歳入の補正額は一千七百五万五千円で、総額十七億四百七十九万四千円とするものでございます。次に、歳出について御説明申し上げます。諸支出金の一千七百五万五千円の追加補正でございますが、これは国都支出金精算返還金並びに支払基金の精算返還金でございます。それぞれ千円づつ減額させていただきます。それと、他会計への繰出金といたしまして一般会計繰出金一千七百五万八千円を計上させていただきます。

以上、歳出の総額は一千七百五万五千円といたしまして、総額十七億四百七十九万四千円とさせていただきます。

ものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（赤星人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十二番（原 敏子君） 一つにはこの歳入の関係ですけれども、御承知のように支払基金と国と都、この割合が七〇、二〇、五の福生市が五と、これで一〇〇％になるわけですが、この補正額で見ますとそれぞれの補正額が、言ってみれば支払基金が七〇％、国が二〇、都が五％になっているわけですが、これも、額そのもので見ますと似たような言いいますか、そういう額が並んでいるわけですが、これは、結果的にこういうふうになったというふうには思えるのですけれども、問題は国と都の関係だということに思うのですけれども、そうしますと、国は最初、あらかじめ推計して二〇％というふうに予算を組むわけですね、推計して。これは国はこんな程度なのかなというふうに感じますけれども、都の五％の負担なのに補正が百万も、最終的に精算が、これは精算だから。組まなければならないという点では、その途中では都は非常に推計額を少なく見積もっているというふうに考えられるのだからと思うのです、精算額がこんなに伸びるというのは。こういう点はどうかなのかなというふうに思うわけですが、いかがなものなのでしょうか。

それと、これは平成二年度分の精算額ですから、そうしますと最終的な精算になりますと、七〇の二〇の五の五という、そういうパーセンテージは、これはこの時点で出てこない数字ですけれども、金額的に市の方が出てきませんから。それでこういうふうなきちつとした割り振りというのでしょうか、それでこれは守られているのかなというふうに思います。それを一つ教えていただきたいと思っています。

それと、これは平成二年度分の精算ですから、これから決算がこれに基づいてずっと出てくるのだろうと思いますけれども、受診者というか、老人保健法の対象者の伸びだとか、受診率の伸びだとか、医療費の伸びだとか、その程度で結構ですから教えていただきたいと思っています。これは元年度と比較して教えて

ください。

○市民部長（岩崎好亮君） 御指摘の老人健康保健法の趣旨は、御指摘のとおり七割、二割、五分、五分、七〇％、二〇％、五％、五％ということで、計算の数値がびったりいってれば精算とか何とかということとはならないことになるわけでありまして。しかしながら、医療費のいわゆる計算の基準の時点がどうかということになるわけでございます。したがって、先ほど御指摘の国都支出金の方が本当は二〇％、五％ですと約四倍程度のことになるはずなのですが、国都支出金の方が割合少なく、都の支出金の方が多いのではないかと御質問でございます。そういうのはどうしてなったのかということでございますが、都のいわゆる私の方にいただいたと言いますか、平成二年度にいただいた査定の基準が東京都の方が低かったというようなことでございまして、本来はこれだけ必要だったというのは、東京都の計算では七千二万ほど必要だったわけなのですが、東京都から来るのは六千九百九十九万九千円だったと、こういうようなことで、その差額は次の年に精算としていただく、こういうことでございます。

また、国の方では二億八千八百万円いただくことの計算になるわけですが、二億七千九百五十七万九千円でございます。その分の差額ということでございます。率としますと、東京都の方が五％のところは四・九二％、それから国の方は二〇％のところが一・九・九一％ということで、ほぼ二〇％、五％になるわけですが、医療費の伸びとか、そういうものの計算の過程においてそういうことが出たということになるかと思えます。

次に、これは決算絡みの話になりますけれども、どの程度の伸び率なのかと、こういうような御質問でございます。対象者でございますが、これは元年と二年の対象者ということで御理解を願いたいと思いますが、元年は三万三千三百三十八人でございまして、二年は三万一千八百六十人で千五百二十二人ほどふえております。したがって、率にしまして五・〇二％ふえたということでございます。

それから次に件数ですが、元年は四万一千五百四十四件で、二年が四万六千六百九十九件でございまして、五千六百四十五件ほど伸びまして、率にすると一三・七五％でございます。

それから、受診率のことでございますが、元年は一三五％でしたが、二年は一四六％ということで、そ

の分だけ伸びたと、いわゆる受診をする方が多くなったということでございまして、対象人数は五%ですが、受診率がふえた関係もございまして件数がふえたこと、こういうことになろうかと思うわけでありまして、以上でございます。

○十二番(原 敏子君) 医療費も願います。

○市民部長(岩崎好亮君) 医療費の伸びでございますが、元年度は十二億七千五百七十万二千八百七十七円で、二年度が十四億四百万八千六百三十七円で、伸び率としましては一〇・〇六%でございます。なお、医療費の単価でございますが、元年が三万一千七十四円で、二年度は三万六千五百五十五円ということで、これは、単価の方は受診率がふえた関係で千九円ほど下がっております。以上です。

○十二番(原 敏子君) ありがとうございます。確かに今言われましたように、受診率が伸びると医療単価が下がるというのは福生市だけではありませんで、どこの自治体でもこういうような傾向が生まれていくというふうに、これは思います。

歳入の関係のこの七〇、二〇、五、五というところ、これが先ほど言われましたように五%来ない、二〇%来ないという、その来ない分は福生市が五%なのに、来ない分は余計に持たなければならぬというのがこの会計のまたおかしいものでありまして、もともと国の都合でできたものが、末端のというと語弊があるかも知れませんが、その自治体が一時的にも——これはこういうように精算されますから結構ですけれども——その過程の間ではその自治体が面倒を見なければいけないというように形になっている会計だというふうに今回明らかになりましたけれども、それぐらいで、そのところだけはきりさせておきたいと思いましたが、……。

○議長(赤星行人君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第四十六号は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 御異議なしと認めます。よって議案第四十六号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(赤星行人君) 午後一時まで休憩いたします。

午前 十一時五十二分 休憩

午後 一時 開議

○議長(赤星行人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第七 議案第四十七号 福生市表彰条例に基づく自治功勞表彰についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 浅見裕康君登壇)

○助役(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第四十七号 福生市表彰条例に基づく自治功勞表彰につきまして御説明申し上げます。

福生市大字福生八〇三番地、村尾榮次氏は、昭和五十年五月一日から平成三年四月三十日までの四期十六年の多年にわたりまして、福生市議会議員として福生市の発展に貢献されました。この御功績に対しまして、福生市表彰条例第三条第一項第二号の該当者といたしまして、議会の議決を経まして、自治功勞表彰いたすべく御提案申し上げた次第でございます。

慎重御審議を賜りまして、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます、説明に変えさせていただきます。

○議長(赤星行人君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 以上で質疑を終わります。